

#### (4) 太田嶋信之研究員による考察

##### 会計基準への取り組み

社会福祉基礎構造改革の一環として新たな会計基準が制定され、法人の自主的な経営が可能な会計制度、また一般の人にも理解しやすい会計の仕組みへと変わることになったわけだが、社会福祉法人においては、この新たな基準に基づいた会計処理へと順次移行することが求められているものの、今回の地域では保育所だけを経営する法人においては取り組みがあまり進んでいないことが明確になった。

平成12年2月17日付通知「社会福祉法人会計基準の制定について」の中で、措置費（運営費）支弁対象施設のみを運営している法人については、当分の間、経理規定準則によることができるとされているために、何も慌てなくても良いだろうという考えが浸透していることも確かである。また同年3月30日付通知「保育所における社会福祉法人会計基準の適用について」でも、保育所を経営するその他の法人にあっても順次新たな会計基準に移行することが望ましいと書かれているものの、移行の期限について明確には示していないのである。

保育所が運営費支弁対象施設であることと、一法人一保育所経営が圧倒的に多いというなかで、他の地域や周囲の保育所の動向を見ながらでも遅くはないというのが本音であろう。

##### 平成13年度末までに移行予定は60%

今回の調査では、新しい会計基準の移行を平成12年度中に予定している保育所は24%、平成13年度中は38%で、13年度末にはおよそ60%が移行する予定になっている。しかし理解度に関する調査でみる限りでは、新しい会計基準は難しくよく分からないと回答している保育所が40%も占めていることを考えると、13年度末で60%の保育所が移行することは難しいのではないかと予想される。

それに移行を予定していると言っても、計算された移行スケジュールにもとづいて回答している保育所は少ないと思われるし、むしろ感覚的な判断で移行時期を回答していることが考えられるので、実際には遅れるということは十分有り得る。地域別にみても東海地区のように14年度以降に移行を予定している割合が高いところがあったり、近畿地区のように未定の回答の割合が高い地域もあり、予定通りにはいかないだろう。

##### 予想外に低い理解度

今回の調査で回答のあった民営保育所のうち「保育所だけを経営している」法人は80%であった。保育所だけを経営しているということで、当面はすぐに移行はしなくても差し支えないかもしれないが、新会計基準に関する研修会や説明会への参加は82%に止まり、本来は100%に近い参加があつて当然と思われるが、予想外の結果であった。研修会や説明

会は保育関係団体、社会福祉協議会などが主催しているケースが多く、すでに全国各地で2～3回は実施されていると思われるが、まだ意識が十分高まっていないからであろう。

そうした状況も影響してか、新しい会計についての理解度に関しては、何と40%が「難しくてよく分からない」と回答している。中国・四国地区では50%が、近畿地区でも46%の保育所がよく理解していない状況である。これは全く予想外の結果であった。「ほぼ理解している」53%と「よく理解している」3%を合わせても、何とか理解している保育所は6割にも満たないのである。

### 内容・運用についての一層の理解と周知を

40%の保育所で新しい会計基準が難しくてよく分からないという状況の中で、今後の移行がスムーズに行われるためには、会計基準の内容、移行実務のポイント、運用についての理解と周知がなお一層必要となるであろうが、それも出来る限り小規模単位での、あるいは個別での研修や説明の機会を作るべきである。地域の保育所が数か所集まって、あるいは法人単位や各保育所が個別で実施する方が効果は当然大きい。そうした委託先やパソコンソフト関連の業者から事務処理の実務指導を受けていく中で、会計基準の内容や運用についての理由を深めていくことができるであろう。はじめに事務処理から入るというのも一方法である。

日本保育協会発行の「保育所経営のための新社会福祉法人会計マニュアル」等のテキストを大いに活用することも効果的であると思われる。また運営費の弾力化運用(299号通知)の適用について、39%の保育所が経営上の効果として有利であると回答しているが、施設整備等借入金や保育所の土地建物の賃借料を抱えている法人にあっては早期の移行は有効であると思われるので、そうした利点を活かす観点から会計基準の内容理解を深めていくのも良いであろう。

### 最低基準の見直しと維持

最低基準の見直しに関して平成10年2月に相次いで通知が出された。入所円滑化つまり定員の弾力化をはじめとして、短時間勤務保育士の導入、調理の業務委託等である。定員の弾力化については年度途中115%だったものが、その後125%まで、さらにはそれを超えても入所できるといった見直しが行われるなど、最近基準見直しや規制の緩和が相次いでいる。そうした見直しと緩和を受けて保育の現場では待機児童解消をはじめとして、利用しやすい保育所を目指し努力している様子を知ることができる。しかし一方では調理業務の外部委託などは進んでいないこともはっきりした。

### 短時間勤務保育士は増加

前回に実施した短時間勤務保育士数に関する調査と比較すると、今回はっきりと増加していることが分かる。前回と今回のいずれの調査結果においても短時間勤務保育士の平均

配置数は 5 人以下という保育所が最も多いため、短時間勤務保育士の配置数 5 人以下について比較してみると、平成 9 年 4 月 1 日現在 66.6%、平成 10 年 4 月 1 日現在 67.6%、今回の平成 12 年 11 月 1 日現在では 82.8%と大幅に増加している。公営と民営との比較でも、公営が 61.8%→62.2%→77.5%、民営は 73.5%→75.5%→86.3%と公営・民営ともにそれぞれ増加している。また 6～10 人までの保育士数でも、5.9%→6.4%→9.3%と同じように増加している。

今回の調査の対象人数となった短時間保育士が、最低基準上の定数計算に含まれる保育士であるかどうかは不明である。

しかし、延長保育事業、特別保育事業、緊急一時保育、子育て支援事業等、保育ニーズの多様化が進む中で短時間勤務保育士が保育の現場で必要とされていることは間違いのない事実である。

### 調理業務の外部委託は微増

調理業務の外部委託を実施している保育所をみると 3.4%と僅少である。前回の調査結果では 3.2%で、今回の調査結果で微増しているとは言っても、ほとんど横ばいの状態である。公営と民営の比較をしてみても、公営が 4.2%で前回の 3.6%を僅かに上回っているものの、民営は 2.5%で前回と同率に止まり、調理の外部委託がほとんど進んでいないということがよく分かる。

委託にあたっては保育所内の調理室を使用して、栄養士による必要な配慮を行うとしているものの、保育の現場では「食育」と言われるように、給食は保育の重要な活動であるという認識に加え、調理員の解雇にもつながるのではないかという懸念もあって、調理室の外部委託に対してかなり慎重になっていることは確かである。今後、外部委託が進むかどうかは、これからの保育制度がどのように改革されるかということに係っているのではないだろうか。

### 入所円滑化への対応状況

保育所への入所円滑化の対応については、待機児童の多少によるところが最も大きいわけだが、公営民営間、地域間によっても格差が生じている。定員を超えた児童を受け入れている保育所は全国平均で 66.3%、民営 82.3%に対して公営は 51.2%と 31 ポイントも格差がある。とりわけ東海地区では民営と公営の格差は 41 ポイントと最大である。所在地区分で見ると中都市の民営で 94.3%、県庁所在市の民営で 90%が定員を超えた受け入れを行っている。

待機児童を多く抱えている市町村では、その解消対策に苦慮しているのが事実である。新規に施設整備したり、増築により定員増を行っても、新たな需要が創出されて、ここ数年来、待機児童が常態化している市町村も増えているようだ。そうした地域では途中入所が 115%から 125%に、さらに上限の撤廃に至るまで弾力化されたわけだが、そうは言っ

も、いわゆるハコモノには限界があるため待機児童解消対策はなかなか困難な状況である。今後、分園の促進、広域入所の柔軟対応、幼稚園の預かり保育などの対策について強化促進を図ることも必要であろう。

#### 特別保育事業等の実施状況について

これまでの乳児保育関連の3つの事業が再構築されて平成12年度からスタートした乳児保育促進等事業であるが、公営の24%、民営の53%の保育所で実施されている。この事業のうち乳児担当保育士を配置するための「乳児保育促進事業」については、人材確保が最も必要とされることから、公営民営ともに積極的な取り組みが行われている。しかし乳児用の設備増設のための「乳児保育環境改善事業」においては実施率が低い。これは「乳児保育促進対策事業」「少子化対策臨時特例交付金」等の乳児関連補正予算の実現で、乳児保育用設備が整備されたことも関係があるからではないかと思われる。

一時保育促進基盤整備事業を実施している保育所は12.5%という低い回答結果であったが、この事業と同様の内容をもつ緊急一時保育関連事業が県単位あるいは市単位で実施されているケースもあり、実態においては利用者のニーズにある程度応えていることは考えられる。

一時保育事業については、核家族化や不規則な就労の増加、さらには育児ノイローゼや児童虐待の防止という意味でも、保育所がいつでも気軽に利用できる身近で安全な空間として、その役割が大いに期待できる存在であると思われる。今後、事業を充実させていく上で、保育の現場で問題になっている専用スペースの確保について、どう考えていったら良いのか、その対策が急がれるところである。